

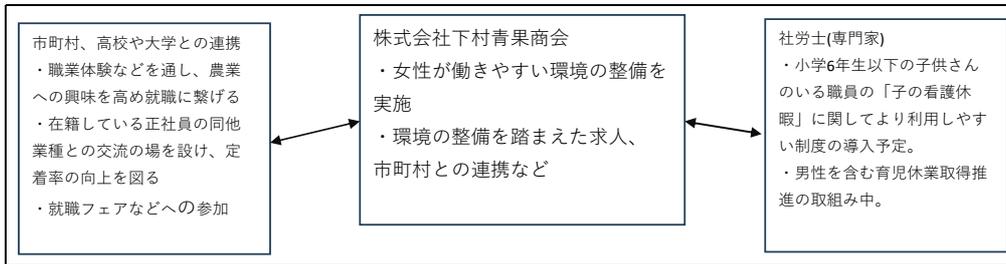
令和6年度女性の就農環境改善・活躍推進事業  
(女性が働きやすい環境の整備支援) 計画書

1 地域取組主体の概要

名称	株式会社下村青果商会	
所在地	高知県南国市東崎322-1	
代表者	代表取締役 西村宙晃	
主な組織の事業内容 (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容：きゅうりの生産及び、仕入れ</li> <li>・ 従業員数：20名（うち女性8名）</li> <li>・ 経営規模：11,000㎡（品目：きゅうり）</li> <li>・ 農業関連事業：きゅうり、ニラなど仕入れ販売</li> <li>・ 離職率の低下を狙いとした既存の取組：出産・育児休暇、子の看護休暇</li> </ul>	女性農業者の人数：8人

(注) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

2 事業実施体制



(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性の就農環境改善のための取組計画

(1) 地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題 (注)

<p><b>【地域の女性農業者の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ きゅうり生産面積の拡大に向けて、積極的に女性の雇用を増やしていきたい。</li> <li>・ 南国市では国営の農業団地を整備するなど施設野菜、露地作物の生産振興を行っているが、近年の人件費や資材価格の高騰や、天災や高温災害による減収で生産が安定せず、離農者が増えている状況にある。生産量を維持するために、一件の農家の生産規模は拡大傾向にあるが、規模拡大に伴う雇用の確保にあたっては女性農業者も積極的に受け入れていく必要がある。</li> <li>・ 当社においては、一定数女性従業員数があるものの、女性にとっての労働環境は恵まれているとはいえず、女性農業者の確保が課題となっている。</li> </ul>
<p><b>【現状の労働環境を踏まえた施設等の必要性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハウス横に男女兼用トイレを設置しているが、女性従業員からは「プライベートが確保できずトイレを利用しづらい」「音漏れが気になる、使用頻度を下げたために水分を控えている」などといった声が多数出ている。ハウス内の作業環境から、当社としては小まめな水分摂取を呼びかけてはいるものの、水分を控えることは熱中症リスクを引き上げることにつながり、労働安全面に潜在的な課題を抱えていると言わざるを得ない。</li> <li>・ 女性従業員の面接時にトイレの場所を説明した際に苦々しい顔をされ、入社に至らなかった過去がある。</li> <li>・ 近隣には同賃金程度のドラッグストアがOPENしており、今後雇用を拡大していくにあたり、事務所横の女性専用トイレの確保は急ぎ必要である。</li> </ul>
<p><b>【その他女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性の雇用を確保し、定着させていくためには、本事業で取り組む男女別トイレの確保を含めた、他産業においては当たり前働きやすい環境の整備を進めていく必要がある。</li> <li>・ 販路を広げるためにSNSの活用も検討しており、特に若い世代の女性に活躍してもらう為にも本事業で取り組むハード面と規制等ソフト面両方の環境整備を継続的に実施することが重要だと考えている。</li> <li>・ 現在働いている女性従業員の働く環境をまずは整備し、就職フェアなどで従業員自らが農業の良さを伝えてくれるように改善していきたい。</li> </ul>

(注) (2) の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保に係る計画（注1）

区分番号 (注2)	時期	確保場所	数量	利用する女性 農業者（注 3）の人数	備考
②男女別トイレ	R7.10	休憩室横	1	8	
計			1	8	

(注1) 事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、具体的な名称も記載すること。

(注3) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された者を含む。）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事のものとする。  
農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

(3) ① 一般事業主行動計画策定・公表に向けた取組計画

時期	計画策定（見直し）に向けた取組内容	備考
2025年4月1日 2025年4月～ 2026年8月～	行動計画の計画期間開始（2025年4月1日～2027年3月31日まで） 社員へのアンケート調査、検討開始 制度の導入、掲示板への掲示による全従業員への周知	2024年3月提出

(注1) 計画策定（見直し）に向けた取組の内容欄には、計画策定（既に策定されている場合は、事業内容に沿った見直しも含む。）に向けた①現状把握、課題分析、②計画策定、組織内周知、公表について、それぞれの方法や内容を記載するものとする。

(注2) 実績報告の際、策定した一般事業主行動計画の写しを添付すること。

② 整備内容を踏まえた「目標」達成のための取組（注）

時期	取組内容	備考
2025年6月～ 2025年6月～ 2025年8月～10月 2025年8月～10月 2025年10月～2026年2月 2025年12月～	・同他業種、他社との交流の場への参加 1回 ・ハローワークへの求人情報の掲載 3回（25年6月～26年2月） ・働きやすい環境の整備に向けた社内検討会及び社労士等専門家への相談 ・就業規則の子の看護休暇の対象学年の引上げに向けてアンケート実施 ・女性の呼び込みに向けた農業体験会（ジョブチャレンジ）の開催 1回 ・ハローワーク以外の求人媒体で求人情報の掲載	開催時期に応じて実施

(注) 女性の就農環境改善のための整備内容を踏まえた、女性農業者確保の目標の達成のための具体的な取組内容（例：更衣室や休憩室の設置など働きやすい環境のPRによる求人など）を記載すること。

4 女性農業者確保の目標（注）

翌年度末までの女性農業者の新規確保人数（注）	3人
（女性農業者の新規確保人数の内訳）	
自営農業就業者 0人	雇用就農者 1人    アルバイト等 2人

(注) 事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。また、第2の1の（5）の実績報告においては記載不要。

※ 必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※ 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※ 国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。